

4 金融商品の勧誘方針について

当行は、お客さまに対して適正に金融商品の勧誘を行うため、金融商品販売法に則り次の5項目を遵守します。

- ① お客様の知識や経験、財産の状況に応じて適切な金融商品をお勧めいたします。
- ② お客様が、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解いただけるよう、説明に努めます。
- ③ お客様に断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- ④ お客様にとってご迷惑な時間帯や場所などで勧誘を行うことはいたしません。
- ⑤ お客様に適切な金融商品をお勧めできるよう、商品知識の習得に努めます。

5 本人確認法について

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」が平成15年1月6日に施行されました。この法律の目的は、金融機関の顧客管理体制の整備を促進することで、捜査機関によるテロ資金や犯罪収益等の追跡のための情報を確保し、金融機関がテロ資金供与やマネーロンダリング等に利用されることを防ぐことにあります。本人確認法では、規制の抜け道をなくすため、銀行、証券会社、保険会社、郵便局等、金融機関に幅広く本人確認義務が課されます。当行はこの法律に従い、厳格に本人確認を行っています。

6 不良債権問題への取組みについて

当行は不良債権問題を解決していくことが大きな経営課題と考え、取引先企業の再生と地域経済の活性化を図るために各種の取組みを進めています。行内体制として専担部署を設置し、監査法人と契約を結び、顧問弁護士や税理士等の外部の各種専門家と連携しながら、支援対象企業に様々なアドバイスを行っています。

さらに、必要に応じて取引先への経営コンサルタントによる支援や、場合によっては当行から人材派遣を行い肌理細かな指導・支援体制で、取引先と一緒に経営改善に向けての取組みを行っています。

今後、さらに資産内容健全化に向けて、不良債権の新規発生防止、不良債権の管理回収、オフバランス化、企業再生等に向けた取組みを強化してまいります。

7 ペイオフについて

平成17年4月からペイオフは範囲拡大されました。

平成17年4月以降は当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなりました。

普通預金・定期預金等については、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

- ペイオフの全面解禁については、平成16年12月に預金保険法の改正が国会で決議され、当座預金・別段預金・普通預金は平成17年3月まで保護されていました。
- 平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない等の条件を満たす預金^(※1)は全額保護されることになりました。



●当行は県内では最初に、ペイオフ範囲拡大後も預金保険制度の全額保護の対象預金である「決済用預金」の取扱いを平成16年10月より開始しお客様のニーズにお応えできるよう商品の品揃えを行いました。

預金保護の姿		期 間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
商品の分類	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護		利息のつかない等の 条件を満たす預金 (※1)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグワイド等	合算して元本1,000万円までとその利息等(※2)を保護		
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保 護 対 象 外		

※1.決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

※2.定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

8 システム等の共同化について

当行は、昭和52年から九州地区第二地銀7行で事業組合システムバンキング九州（略称SBK）を設立し、銀行業務におけるオンライン業務の共同開発・運営を行い、開発コスト、機器保有コスト等運営コストの軽減化を図ると同時に、お客様の利便性向上と店舗網の相互補完を行ってきました。

さらに、平成12年加盟7行の共同化拡大検討に対する基本合意を行い、現在、加盟各行による情報系・勘定系パッチ・集中事務について共同化をスタートしています。この共同化拡大により、加盟行全体の機械化投資の削減と生産性の向上や肌理細かい顧客情報サービスの提供を可能としています。

このほかにも地元金融機関との店舗外ATM共同設置や現金配達便の共同運営など各種の共同化を実施しており、今後も引き続き、システム面・業務運営面の共同化にとどまらず商品開発や機能サービスの拡大など業務上の幅広い分野においても、共通のメリットが図れる事項については、SBK加盟行内・外を問わず積極的に共同化や提携について検討してまいります。

9 集中化、アウトソーシングについて

当行は、為替業務、住宅金融公庫・個人ローン業務等の営業店後方事務・実行処理、代位弁済事務、担保調査業務、外国為替業務等について、順次本部集中化を拡大し、営業店業務の省力化、効率化を図ってまいりました。

また、アウトソーシングについても、行内システムの開発・運営および平成17年4月より個人ローンの延滞督促業務を外部に委託し効率経営の推進・拡大に努めています。そのほか、営業店業務の合理化・効率化については、印鑑照会システム等事務効率化機器の導入と合わせて、今後とも積極的に業務の本部集中化を拡大してまいります。

10 ATM提携サービスについて

当行を含むSBK加盟行（福岡中央銀行、佐賀共栄銀行、長崎銀行、豊和銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行）では、通帳による入金・記帳（普通預金・貯蓄預金の個人）がご利用いただけます。

また、SBK加盟行および西日本シティ銀行・沖縄海邦銀行におけるカードのご利用は、当行カードと同様の手数料でご利用できます（平成17年7月23日より土曜日は終日105円の手数料が必要となります）。ただし、土曜日の午前9時～午後5時の間は、他行でATMを利用すると取引1件につき105円の利用手数料が必要となります。